

視察報告

議会運営委員会

視察期間

平成26年8月11・12日

視察先と視察事項

○静岡県牧之原市

議会基本条例の運用状況について
定例会の日程について

○静岡県島田市

議会基本条例の運用状況について

牧之原市

◆議会基本条例の運用状況について

議会基本条例の施行日は平成21年10月30日で施行後の運用状況については、議会報告会を年1回以上の開催としており、市内全域において平成22年、23年、24年度は榛原地区1箇所、相良地区1箇所にて開催されてきました。平成25年度からはより多くの市民に参加を促すため榛原地区3箇所、相良地区3箇所の開催とされ、参加人数を増やされてきました。その他議会基本条例に則した委員会条例、会議規則、申し合わせ事項の見直し、議員研修会の実施、議案に対する議員の賛否の公表、議会アンケートの実施、一般質問通告書を試行的に傍聴者に配布すると共に

傍聴者アンケートの実施、一般質問通告書のホームページ事前掲載、委員会等（付託議案）議員問討議の場の決定、協議会等を議案審査や議会運営に關し、協議や調整のための会議として位置付けるよう会議規則等の改正、当局と対面式となるよう議員発言席の設置、議案の質疑において発言の通告をしない議員においても質疑ができることとした、本会議（一般質問のみ）のインターネット録画配信の施行、政治倫理規定を見直し、項目を加えての一部改正、また市民参加のしくみづくりとして議員報告会とともに委員会別市民会議・公募型市民会議を進めていくことが決定されていきました。議員研修会を受けて、これからの議会改革として議長から示された事項は、議会基本条例の議会報告会についての開催方法等の見直し、政治倫理規定の見直し、市民参加（市民会議のあり方）について、政策提言について、反問権について、自由討議について、情報公開の徹底。政務活動費の検討。議員定数についての検討。などまだ多くの検討中の事項もありました。

島田市

◆議会基本条例の運用状況について

議会基本条例の制定にあたっては、平成19年3月に議会基本条例制定に關

する調査特別委員会を設置し、それぞれ調査、研究、視察、市民交換会、パブリックコメント等を経て、平成21年4月1日に議会基本条例の制定になりました。施行後の運用状況については、制定後約5年が経過し、特別委員会において議会基本条例の目的が達成されているか検討を行うため、各条文を読み合わせ、先進地や当市の現況を比較することで実態との相違を検証されました。そこで改めて、開かれた議会の推進のため議場の放映や議会報告会の開催方法、執行部側との議論をより深めるため反問権や島田市基本計画の議決に關する条例など、課題もありました。議会と執行機関との関係の中に市長が立案する政策の調査で、審議に必要な資料の要求に対しては議会に諮ることとなっています。現状では資料の提供については自治法上の規定がないため、執行当局に資料提供の義務は生じません。議員相互の討議については、賛成・反対の結論に至るまでの過程の明確化（現状・常任委員会において実施）されています。基本計画の議決に關しては、視察日当時はまだ定まっていませんでした。議会基本条例原案にて条例化してあった規定を別条例として規定した件や規則として規定した件は、引き続き検討課題となりました。

そうした中でも議案に係る資料の要求

については、議会審議をより深めるため「政策の立案の過程における市民の参加に關する事項」、「将来にわたる政策の効果及び費用に關する事項」を加えるよう条文改正を提言しました。議会報告会は、大きな市域で島田地区、金谷地区、川根地区において年2回以上となっていますが、現状参加者が少ない、また減少している等、様々な課題も多く各種団体対象の報告会の開催。平成23年より土曜日の午後7時開催となっています。



▲島田市